



鳥取県公報

平成15年 3月31日(月)
号外第55号

毎週火・金曜日発行

目 次

企業局管 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する

理規程 規程(1)(総務課) 1
 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(2)(〃) 2
 鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程(3)(〃) 3
 鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程(4)(〃) 5

企業訓令 鳥取県企業局被服貸与規程及び鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令(1)(総務課) 12

病院局管 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程(1)(総務課) 13

理規程 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(2)(〃) 15

企業局管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(昭和39年鳥取県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長、次長、課長、 <u>所長、室長、参事、主査、</u> 課長補佐、主幹、係長、副主幹、主任 2 及び 3 略	別表(第3条関係) 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長、次長、課長、 <u>参事、所長、主査、課長補</u> 佐、主幹、係長、副主幹、主任 2 及び 3 略

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前															
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職（知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。）にある職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同表の中欄に掲げる職に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 課長、<u>所長及び室長</u> 8,000円</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>級別職務分類表</p> <p>ア 一般職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">8 級</td> <td>1 及び 2 略</td> </tr> <tr> <td><u>3 室長の職務</u></td> </tr> <tr> <td><u>4 略</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職 務	略		8 級	1 及び 2 略	<u>3 室長の職務</u>	<u>4 略</u>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職（知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。）にある職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同表の中欄に掲げる職に応じ、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 課長及び<u>所長</u> 8,000円</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>級別職務分類表</p> <p>ア 一般職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 級</td> <td>1 及び 2 略</td> </tr> <tr> <td><u>3 略</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職 務	略		8 級	1 及び 2 略	<u>3 略</u>
職務の級	職 務															
略																
8 級	1 及び 2 略															
	<u>3 室長の職務</u>															
	<u>4 略</u>															
職務の級	職 務															
略																
8 級	1 及び 2 略															
	<u>3 略</u>															

	5 略
略	

イ 略

別表第 2 (第14条関係)

組織	職	支給割合
本局	略	
	課 長	100分の16
	室 長	100分の14
略		

	4 略
略	

イ 略

別表第 2 (第14条関係)

組織	職	支給割合
本局	略	
	課 長	100分の16
略		

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第 3 号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局組織規程 (平成 5 年鳥取県企業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目 (以下「移動表細目」という。) に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目 (以下「移動後表細目」という。) が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動後表細目に対応する移動表細目が存在しない場合には、当該移動後表細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (表の細目の表示及び追加表細目を除く。) に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前										
<p>(課及び係等の設置)</p> <p>第 4 条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係及び室 (以下「係等」という。) を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係、経営企画室</td> </tr> <tr> <td>工務課</td> <td>電気係、土木係</td> </tr> </table>	総務課	総務係、経営企画室	工務課	電気係、土木係	<p>(課及び係の設置)</p> <p>第 4 条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係、業務係</td> </tr> <tr> <td>電気課</td> <td>電気係、土木係</td> </tr> <tr> <td>開発課</td> <td>企画調査係、建設係</td> </tr> </table>	総務課	総務係、業務係	電気課	電気係、土木係	開発課	企画調査係、建設係
総務課	総務係、経営企画室										
工務課	電気係、土木係										
総務課	総務係、業務係										
電気課	電気係、土木係										
開発課	企画調査係、建設係										

(各課の分掌事務)

第5条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分掌事務
総務課	1～4 略
	5 経営の企画に関する <u>こと。</u>
	6 新規事業の企画調査に関する <u>こと。</u>
	7 略
	8 略
	9 略
	10 略
	11 略
工務課	1 略
	2 電気事業、工業用水道事業及び埋立事業の開発に関する <u>こと。</u>
	3 埋立造成地施設の管理に関する <u>こと。</u>
	4 略

(係等の分掌事務)

第6条 係等の分掌事務は、課の長が定める。

- 2 課の長は、係等の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。

(職制)

第7条 略

- 2 略
3 係等にその長を置き、所定の職員を配置する。
4 略

(事務分担)

第8条 係等に属する職員の分担事務は、係等の長の意見を徴して課の長が定める。

- 2 略

(各課の分掌事務)

第5条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分掌事務
総務課	1～4 略
	5 略
	6 略
	7 略
	8 略
	9 略
電気課	1 略
	2 略
開発課	1 地域開発の企画調査に関する <u>こと。</u> 2 電気事業、工業用水道事業及び埋立事業の開発に関する <u>こと。</u> 3 埋立造成地施設の管理に関する <u>こと。</u>

(係の分掌事務)

第6条 係の分掌事務は、課の長が定める。

- 2 課の長は、係の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。

(職制)

第7条 略

- 2 略
3 係にその長を置き、所定の職員を配置する。
4 略

(事務分担)

第8条 係員の分担事務は、係の長の意見を徴して課の長が定める。

- 2 略

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第 4 号

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局事務決裁規程（平成 5 年鳥取県企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(局長及び課長の専決事項)</p> <p>第 4 条 局長及び課長の専決事項は、それぞれ別表第 2 及び別表第 3 に掲げるとおりとする。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(局長、課長及び本局の係長の専決事項)</p> <p>第 4 条 局長、課長及び本局の係長の専決事項は、それぞれ別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 に掲げるとおりとする。</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">(工事の執行等に係る専決事項)</p> <p>第 5 条 前条の規定にかかわらず、工事の執行及び工業用水の給水に係る事務については、局長及び総務課長は、別表第 4 に掲げる事項（次条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。）を専決するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(工事の執行等に係る専決事項)</p> <p>第 5 条 前条の規定にかかわらず、工事の執行及び工業用水の給水に係る事務については、局長及び総務課長は、別表第 5 に掲げる事項（次条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。）を専決するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(事業所の長の委任決裁事項)</p> <p>第 6 条 事業所の長の委任決裁事項は、別表第 5 に掲げる事項（発電所又は工業用水道の新設に係るものを除く。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">(事業所の長の委任決裁事項)</p> <p>第 6 条 事業所の長の委任決裁事項は、別表第 6 に掲げる事項（発電所又は工業用水道の新設に係るものを除く。）とする。</p>
<p style="text-align: center;">(代決)</p> <p>第 8 条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第 1 順位者が行い、正当決裁権者及び第 1 順位者がともに</p>	<p style="text-align: center;">(代決)</p> <p>第 8 条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第 1 順位者が行い、正当決裁権者及び第 1 順位者がともに</p>

不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
課長	課長補佐	主務係長
	室長	課長があらかじめ定める上席の吏員
略		

2 略

(類推による専決)

第10条 別表第2から別表第4までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

別表第2 (第4条関係)

局長の専決事項

1～17 略

18 1件の金額が2,000万円以上の支出負担行為(第6条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。)

19～21 略

別表第3 (第4条関係)

課長の共通専決事項	略
総務課長の専決事項	1～10 略
	11 1件の金額が2,000万円未満の支出負担行為(第6条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。)
	12～16 略

不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
課長	課長補佐	主務係長
本局の係長	課長があらかじめ定める上席の吏員	
略		

2 略

(類推による専決)

第10条 別表第2から別表第5までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

別表第2 (第4条関係)

局長の専決事項

1～17 略

18 1件の金額が500万円以上の支出負担行為(第6条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。)

19～21 略

別表第3 (第4条関係)

課長の共通専決事項	略
総務課長の専決事項	1～10 略
	11 1件の金額が500万円未満の支出負担行為(第6条の規定により事業所の長に委任された事務を除く。)
	12～16 略

別表第4 (第4条関係)

本局の係長の共通専決事項	1 台帳の整備 2 簡易な方法による照会、回答
--------------	----------------------------

	及び督促 3 簡易な行政資料の収集
総務係長の専決事項	職員身分、給与又は通勤の証明

別表第4 (第5条関係)

局長の専決事項	総務課長の専決事項
1 請負対象設計金額が2,000万円以上2億円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更	1 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更
2 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定	2 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
3 請負対象設計金額が2,000万円以上2億円未満の工事に係る請負契約の締結の決定	3 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定
4 鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号)第65条の3の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額(請負契約の締結後に請	4 略 5 鳥取県企業局財務規程第65条の3の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (2) 第14条第1項(第20条又は第23条において準用する場合を含む。)の規

別表第5 (第5条関係)

局長の専決事項	総務課長の専決事項
1 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更	1 請負対象設計金額が500万円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更
2 請負対象設計金額が500万円以上1億円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定	2 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
3 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係る請負契約の締結の決定	3 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定
4 鳥取県企業局財務規程(昭和38年5月鳥取県企業管理規程第8号)第65条の3の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額(請負契約の締結後に請	4 略 5 鳥取県企業局財務規程第65条の3の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの (2) 第14条第1項(第20条又は第23条において準用する場合を含む。)の規

負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下同じ。)が2,000万円以上2億円未満の工事に係るもの

(2) 第14条第1項(第20条又は第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上2億円未満の工事に係るもの

(3) 第15条(第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上2億円未満の工事に係るもの

(4) 第19条第1項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上2億円未満の工事に係るもの

(5) 第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの

(6) 第22条の規定による請負契約の

定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの

(3) 第15条(第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの

(4) 第19条第1項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの

(5) 第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの

(6) 第22条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの

(7)及び(8) 略

(9) 第30条第1項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの

負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下同じ。)が500万円以上2億円未満の工事に係るもの

(2) 第14条第1項(第20条又は第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの

(3) 第15条(第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの

(4) 第19条第1項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの

(5) 第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの

(6) 第22条の規定による請負契約の

定による予定価格の決定のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

(3) 第15条(第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

(4) 第19条第1項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

(5) 第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

(6) 第22条の規定による請負契約の相手方の決定のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

(7)及び(8) 略

(9) 第30条第1項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

相手の決定のうち、
請負対象設計金額
が1,000万円以上1
億未満の工事に係
るもの

(7)及び(8) 略

(9) 第30条第1項
の規定による工事
の監督の委託のう
ち、請負対象設計
金額が2,000万円以
上2億円未満の工
事に係るもの

(10) 第33条第1項
及び第2項の規定
による措置の請求
のうち、請負対象
設計金額が2,000万
円以上の工事に係
るもの

(11) 第36条第7項、
第37条後段、第39
条第5項、第40条
後段又は第40条の
2第3項の規定に
よる工期又は請負
代金の額の変更の
うち、請負対象設
計金額が2,000万円
以上2億円未満の
工事に係るもの

(12) 略

(13) 第39条第4項
の規定による設計
図書の訂正又は変
更のうち、請負対
象設計金額が2,000
万円以上2億円未
満の工事に係るも
の

(14) 第40条前段の
規定による設計図
書の変更のうち、

(10) 第33条第1項
及び第2項の規定
による措置の請求
のうち、請負対象
設計金額が2,000万
円未満の工事に係
るもの

(11) 第36条第7項、
第37条後段、第39
条第5項、第40条
後段又は第40条の
2第3項の規定に
よる工期又は請負
代金の額の変更の
うち、請負対象設
計金額が2,000万円
未満の工事に係
るもの

(12) 第39条第4項
の規定による設計
図書の訂正又は変
更のうち、請負対
象設計金額が2,000
万円未満の工事に
係るもの

(13) 第40条前段の
規定による設計図
書の変更のうち、
請負対象設計金額
が2,000万円未満の
工事に係るもの

(14) 第40条の2第
1項及び第2項の
規定による工事の
施工の一時中止の
うち、請負対象設
計金額が2,000万円
未満の工事に係
るもの

(15) 第41条の規定
による工期の延長
の承認のうち、請
負対象設計金額が

相手の決定のうち、
請負対象設計金額
が500万円以上1億
未満の工事に係
るもの

(7)及び(8) 略

(9) 第30条第1項
の規定による工事
の監督の委託のう
ち、請負対象設計
金額が500万円以上
2億円未満の工事
に係るもの

(10) 第33条第1項
及び第2項の規定
による措置の請求
のうち、請負対象
設計金額が500万円
以上の工事に係
るもの

(11) 第36条第7項、
第37条後段、第39
条第5項、第40条
後段又は第40条の
2第3項の規定に
よる工期又は請負
代金の額の変更の
うち、請負対象設
計金額が500万円以
上2億円未満の工
事に係るもの

(12) 略

(13) 第39条第4項
の規定による設計
図書の訂正又は変
更のうち、請負対
象設計金額が500万
円以上2億円未満
の工事に係るもの

(14) 第40条前段の
規定による設計図
書の変更のうち、

(10) 第33条第1項
及び第2項の規定
による措置の請求
のうち、請負対象
設計金額が500万円
未満の工事に係
るもの

(11) 第36条第7項、
第37条後段、第39
条第5項、第40条
後段又は第40条の
2第3項の規定に
よる工期又は請負
代金の額の変更の
うち、請負対象設
計金額が500万円未
満の工事に係るも
の

(12) 第39条第4項
の規定による設計
図書の訂正又は変
更のうち、請負対
象設計金額が500万
円未満の工事に係
るもの

(13) 第40条前段の
規定による設計図
書の変更のうち、
請負対象設計金額
が500万円未満の工
事に係るもの

(14) 第40条の2第
1項及び第2項の
規定による工事の
施工の一時中止の
うち、請負対象設
計金額が500万円未
満の工事に係るも
の

(15) 第41条の規定
による工期の延長
の承認のうち、請
負対象設計金額が

請負対象設計金額が2,000万円以上2億円未満の工事に係るもの	2,000万円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの	500万円未満の工事に係るもの
(15) 第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上2億円未満の工事に係るもの	(16) 略	(15) 第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの	(16) 略
(16) 第41条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上2億円未満の工事に係るもの	(17) 第52条第1項(第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	(16) 第41条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの	(17) 第52条第1項(第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの
(17) ~ (23) 略	(18) 第59条第2項(第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	(17) ~ (23) 略	(18) 第59条第2項(第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの
(24) 第52条第1項(第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	(19) 第61条第2項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	(24) 第52条第1項(第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が500万円以上の工事に係るもの	(19) 第61条第2項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの
(25) ~ (29) 略	(20) 略	(25) ~ (29) 略	(20) 略
(30) 第59条第2項(第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの	(21) 第66条第4項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	(30) 第59条第2項(第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が500万円以上の工事に係るもの	(21) 第66条第4項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの
(31) 第61条第2項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計	(22) 第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの	(31) 第61条第2項の規定による請負代金の前金払のうち、請負対象設計	(22) 第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの

<p>金額が<u>2,000万円</u>以上の工事に係るもの</p> <p>(32) 第66条第4項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が<u>2,000万円</u>以上の工事に係るもの</p> <p>(33) 第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 第72条第1項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(36)及び(37) 略</p> <p>5 契約の対象となる部分の金額（以下「契約対象金額」という。）が2,000万円以上1億円未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定</p> <p>6 契約対象金額が2,000万円以上1億円未満の設計又は監督の委託の決定</p> <p>7 略</p>	<p>(23) 第72条第1項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が<u>2,000万円</u>未満の工事に係るもの</p> <p>6 契約対象金額が<u>2,000万円</u>未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定</p> <p>7 契約対象金額が<u>2,000万円</u>未満の設計又は監督の委託の決定</p>	<p>金額が<u>500万円</u>以上の工事に係るもの</p> <p>(32) 第66条第4項の規定による請負代金の部分払のうち、請負対象設計金額が<u>500万円</u>以上の工事に係るもの</p> <p>(33) 第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が500万円以上の工事に係るもの</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 第72条第1項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が500万円以上の工事に係るもの</p> <p>(36)及び(37) 略</p> <p>5 契約の対象となる部分の金額（以下「契約対象金額」という。）が500万円以上1億円未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定</p> <p>6 契約対象金額が<u>500万円</u>以上1億円未満の設計又は監督の委託の決定</p> <p>7 略</p>	<p>(23) 第72条第1項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が<u>500万円</u>未満の工事に係るもの</p> <p>6 契約対象金額が<u>500万円</u>未満の土地、水面等の測量又は調査で工事に係るものの執行の決定</p> <p>7 契約対象金額が<u>500万円</u>未満の設計又は監督の委託の決定</p>
--	---	---	---

別表第5（第6条関係） 略

別表第6（第6条関係） 略

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第 1 号

鳥取県企業局被服貸与規程及び鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局被服貸与規程及び鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

(鳥取県企業局被服貸与規程の一部改正)

第 1 条 鳥取県企業局被服貸与規程 (昭和38年鳥取県企業訓令第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後					改正前				
別表 (第 2 条、第 6 条関係)					別表 (第 2 条、第 6 条関係)				
被服の貸与を 受けることが できる職員	種類	数量	貸与 期間 (月)	摘要	被服の貸与を 受けることが できる職員	種類	数量	貸与 期間 (月)	摘要
略					略				
5 工務課に 勤務する職 員	作業上着 (冬 上着)	<u>2</u>	<u>48</u>		5 電気課に 勤務する職 員	作業上着 (冬 上着)	<u>1</u>	<u>36</u>	
	作業上着 (夏 上着)	<u>2</u>	<u>48</u>			作業上着 (夏 上着)	<u>1</u>	<u>36</u>	
	作業ズボン	<u>2</u>	<u>48</u>			作業ズボン	<u>1</u>	<u>36</u>	
	作業帽	1	<u>48</u>			作業帽	1	<u>36</u>	
	運動靴又は地 下足袋	<u>2</u>	<u>48</u>			運動靴又は地 下足袋	<u>1</u>	<u>36</u>	
	雨がっぱ	1	<u>48</u>			雨がっぱ	1	<u>36</u>	
	ゴム製長靴	1	<u>48</u>			ゴム製長靴	1	<u>36</u>	
	防寒着	1	<u>48</u>			防寒着	1	<u>36</u>	
6 開発課に 勤務する職 員	作業上着 (冬 上着)	2	36		6 開発課に 勤務する職 員	作業上着 (冬 上着)	2	36	
	作業上着 (夏 上着)	2	24			作業上着 (夏 上着)	2	24	
	作業ズボン	2	24			作業ズボン	2	24	

改正後			
(病院の内部組織の設置)			
<p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる係を置く。</p>			
鳥取県立中央病院	医療局	略	
		中央手術室	
		地域医療支援室	
	事務局	略	
		総務課	庶務係・施設管理係
	経営課	経営企画係・会計係・用度係	
	医事課	医事係	
	医療安全対策室		
鳥取県立厚生病院	事務局	略	
		総務課	庶務係・施設管理係
		経営課	経営企画係・会計係・用度係
		医事課	医事第一係・医事第二係
		医療安全対策室	

(病院の所掌事務)		
<p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p>		
医療局	略	
	中央手術室	<ol style="list-style-type: none"> 1 手術に関すること。 2 中央手術室の管理に関すること。 3 その他手術に必要な事項に関すること。
	地域医療支援室	へき地の医療支援に関すること。
	略	
	略	
		1 患者の受付及び入院事務に

改正前			
(病院の内部組織の設置)			
<p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる係を置く。</p>			
鳥取県立中央病院	医療局	略	
		中央手術室	
	事務局	略	
		総務課	庶務係・施設管理係
		経営課	経営企画係・会計係・用度係
	医事課	医事係	
鳥取県立厚生病院	事務局	略	
		総務課	庶務係・施設管理係
		経営課	経営企画係・会計係・用度係
		医事課	医事第一係・医事第二係
		医療安全対策室	

(病院の所掌事務)		
<p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p>		
医療局	略	
	中央手術室	<ol style="list-style-type: none"> 1 手術に関すること。 2 中央手術室の管理に関すること。 3 その他手術に必要な事項に関すること。
	略	
	略	
		1 患者の受付及び入院事務に

事務局	医事課	関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。 6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。
	医療安全対策室	1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 医療安全対策室の管理に関すること。 3 その他医療安全対策に必要な事項に関すること。

事務局	医事課	関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。 6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。
-----	-----	--

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、事務局に次長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、中央放射線室及び中央検査室に副室長を、看護局に副看護局長及び看護師長を置くことができる。

6 略

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、事務局に次長を、薬剤部に副部長を、中央放射線室及び中央検査室に副室長を、看護局に副看護局長及び看護師長を置くことができる。

6 略

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 林 喜 久 治

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号並びに別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p>		<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p>	
種類	適用範囲	種類	適用範囲
略		略	
医療 職給 料表 (別 表第 2)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (2)	<p>部長（薬剤部長に限る。）、技幹（衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。）、室長、副部長、副室長（<u>医療安全対策室の副室長を除く。</u>）、理学療法士長、主任（現業職員以外の技術吏員（電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。）に限る。）、衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>
	医療職 給料表 (3)	医療職 給料表 (3)	<p>局長（看護局長に限る。）、副室長（<u>医療安全対策室の副室長に限る。</u>）、技幹（看護師、准看護師又は助産師の職務を行う者に限る。）、副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師</p>
略		略	
2及び3 略		2及び3 略	
<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げ</p>		<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げ</p>	

る支給割合を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(4) 略

(5) 5種 100分の12

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 前項に規定する職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職に対応する同表の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) 略

(4) 4種及び5種 6,000円

別表第5（第3条、第4条関係）

ア及びイ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
6級	1 局長の職務
	2 副室長の職務
	3 困難な業務を処理する技幹の職務
略	

別表第9（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
室長（中央放射線室長及び中央検査室長に限る。）	4種
副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）	5種

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

る支給割合を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(4) 略

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 前項に規定する職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職に対応する同表の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) 略

(4) 4種 6,000円

別表第5（第3条、第4条関係）

ア及びイ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
6級	1 局長の職務
	2 困難な業務を処理する技幹の職務
略	

別表第9（第7条、第20条関係）

職	区分
略	
室長（中央放射線室長及び中央検査室長に限る。）	4種

